

「近畿地方整備局 コンプライアンス・アドバイザー委員会」

委員会概要

1. 日時 : 令和7年2月28日(金) 14時00分～16時00分
2. 場所 : 近畿地方整備局 大手前合同庁舎 5階 共用会議室
3. 出席委員 : 委員長 井上 圭吾 弁護士
委員 小西 華子 弁護士
委員 高橋 司 弁護士
委員 吉川 吉衛 国土館大学 防災・救急救助総合研究所
学術研究員(客員教授)
(委員は五十音順)
4. 議事 : (1) 令和6年度近畿地方整備局コンプライアンス推進計画の取組報告
(2) 令和7年度近畿地方整備局コンプライアンス推進計画(案)
(3) 意見交換

委員会概要

【機密性2】
20250228 議事要旨 説明 5年

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

2. 令和7年度 近畿地方整備局 コンプライアンス推進計画（案）

- 令和7年度推進計画の策定方針
 - 全体構成
 - 重点項目
- 令和7年度推進計画の主な変更点

【機密性2】
20250228 議事要旨 説明 5年

国土交通省

画の取組報告

のコンプライアンスメッセージとする。

ったコンプライアンスに関する注意

の要請に適合するため必要な取組

近畿地方整備局コンプライアンス推進本部
から職員の皆様へメッセージをお伝えします

近畿地方整備局 長谷川 俊

【機密性2】

今週のメッセージ

コンプライアンスはいわば「守れて当たり前」である行動の積み重ねです。世の中から脚光を浴びることはなくても「守れて当たり前」であることを私たちの誇りにしましょう。

デジタル技術を用いた行政文書の取り扱

「インテグリティ」を目的とした取組について、コアプロトタイプからMSに発展した情報に関しても、行政文書の取り扱いとなります。（保存期間は「永続」となります。）

「チャットツール」による情報についても、チャットを用いて取り扱った場合など、通報や事故及び漏洩の防止の取組を行う「秘」に留意する（「やむを得ず」は、漏洩・開示防止に「AD F/A」に変更する等により適切に取組する必要があります。）

近畿地方整備局コンプライアンス推進本部
から職員の皆様へメッセージをお伝えします

近畿地方整備局 長谷川 俊

【機密性2】

今週のメッセージ

私たちの仕事は、国民の信頼の上にあることを常に意識しましょう。日々行動をチェックし、コンプライアンスについて考えてみましょう。

不利益行為等への対応について（総務）

Q: 「不利益行為等」への対応として、次の対応は適切な対応といえるでしょうか？

① これらに手紙等の文が有り「ネットで見ると、トラブルが拡大しないようにする必要がある。（必ずしも秘密に保持してはならない）」との意見。

② 「注意を一筆書きから今日のところ保持してやる。」と書かれたので、早急に対応し、ないに限り支援の対応と判断して、その場でサインを行う。

つなど職員の意識向上の取組を実施する。
なお、ハラスメント防止について、風通しの良い職場環境づくりが重要であり、コミュニケーションの活性化・円滑化が不可欠であるため、それらに向けた心理的安全性の醸成を意識した取組を行う。



▲ 井上委員長



▲ 高橋委員



▲ 小西委員



▲ 吉川委員



▲ 長谷川推進本部長



委員から出された提言・感想

(1) 令和6年度のコンプライアンス推進の取組について

- ・ 令和6年度取組報告を見ましたところ、大変意欲的で好印象を持ちました。とりわけ、職員への啓発資料に長谷川局長の顔出しがあることが素晴らしいと思いました。それは、局長の顔出しがあるとそれを見た多数の職員が見守られている感が致しますし、それが仕事のやりがいとかポジティブなことにつながり、全体的に底上げになると思います。
- ・ 行政文書管理に関する設問で、50代以降の正答率が低かったという報告がありました。その理由は、決裁はするが起案をしていないため理解不足がある、若い世代に比べて電子化の対応で劣る、と説明がありましたが、その世代に属するものとして、ある種共感・同情しつつ、しかし、それに適合していかないといけないと思います。是非徹底願いたい。
- ・ 一方的な研修の実施だけではなく、トレーニングとかミーティングとか、双方向であったり、実際に実践するという形でやっておられるんで、その成果が出ているなというのは実感しているところです。
昨今のカスタマーハラスメントについて、民間企業もそうですけど、立場上やることもあれば、受けることもあるというところで、カスハラと不当要求を分けるのがいいのか、カスハラという形で受ける場合とする場合と両方のくくりにした方がいいのか、今後工夫の余地があるのかと思います。

委員から出された提言・感想

(2) 令和7年度コンプライアンス推進計画（案）について

- ・ ハラスメント防止の徹底について、心理的安全性の醸成を意識した取組を行うことを今回の計画案に盛り込んでいて、来年度から研修や講習会等で周知徹底すると事務局より説明がありましたので、来年度にまた取組結果を聞かせてもらうということで宜しくお願いします。
- ・ ハラスメントの問題になったような時に、聞き取りを深くしてみたら、いろんな人が「あの人からハラスメント受けました」って答えるんですけど、それが全然上へ上がっていかないことがあります。何故かという、報復されるからとか、ちゃんと対応してくれないからとか、そういうふうに思い込んでいるようなところがありますので、ハラスメントの防止というのは当然大事なんですけれども、ハラスメントがあった場合に、相談しても不利益を受けるわけじゃないんですよということの周知徹底、あるいはしっかりとした対応体制というのが非常に大事なかなと思います。

委員から出された提言・感想

(3) その他（コンプライアンス全般）

- ・ 最近、企業ではフィッシングメールの話ということが結構話題で、誤ってついクリックしてしまうことによって、企業自体の情報が漏洩の危機に陥ることがあるということへの注目が集まっています。
　　広く言えば、文書管理というような問題なのかもしれませんが。コンプライアンスとは少し違うかもしれませんが、規律と言えば規律違反になるわけで、そういった辺りのことも対策としてやっておかないと大きなことになったりするところかなと思います。